

広島市告示第397号
令和7年7月31日

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
名称	名称	所在地		
広島医療生活協同組合	協同居宅介護支援事業所	広島市安佐南区西原九丁目8番22号	令和7年7月31日	居宅介護支援
医療法人社団いでした内科・神経内科クリニック	いでした介護支援センター	広島市安佐北区口田三丁目30番13号	令和7年7月31日	居宅介護支援